

令和2年度第4回臨時
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和２年度第４回臨時松本市教育委員会会議録

令和２年度第４回臨時松本市教育委員会が令和２年８月６日午後７時００分教育委員室に招集された。

令和２年８月６日（木）

議 事 日 程

令和２年８月６日午後７時００分開議

第１ 開 会

第２ 教育長挨拶

第３ 議 事

[議案]

第１号 臨時休業から登校再開に至るフローチャート及び新型コロナウイルス感染症
拡大防止に対応した学校運営ガイドライン改訂について

教 育 長 赤 羽 郁 夫

〔出席委員〕

教育長職務代理者	市 川 莊 一
教 育 委 員	福 島 智 子
〃	山 田 幸 江
〃	橋 本 要 人

〔出席職員〕

教 育 部 長	横 内 俊 哉
教 育 政 策 課 長	小 林 伸 一
学 校 教 育 課 長	上 條 公 徳
学 校 指 導 課 長	高 野 毅
学校指導課主任指導主事	牧 野 圭 介

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	金 井 稔
教育政策担当係長	三 村 恵 美

《開会宣言》 午後7時00分

赤羽教育長は令和2年度第4回臨時松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回臨時教育委員会を開催いたします。

 おかげさまで市内全小中学校は無事に8月1日から夏休みに入りました。夏休みになってからの梅雨明けということで、ここ連日暑い日が続いておりますけれども、児童生徒の皆さんには健康で充実した夏休みになることを願っています。

 さて、先月の第3回の臨時教育委員会で県内の感染状況から、夏休みに入る前にその対応を協議いただき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインを改訂し、その結果を周知徹底することができました。その後、県内ではさらに感染状況が拡大し、8月3日に県下3広域圏ではレベル3に引き上げられました。翌日の4日には、県は今まで設定していた独自の感染警戒レベルを3段階から6段階に変更いたしました。松本市では、変更前の3段階のレベルを基にガイドラインを設定していますので、その前提が変更になったことから再び協議をいただき、8月18日から始まる2学期を前に、その対応を学校及び保護者に周知徹底するためにお集まりをいただきました。今週の8日土曜日から学校閉庁日になることもありまして、急遽また夜分の開催となりましたことをご了解いただきたいと思います。

《署名員の指名》

教育長 本日の会議録署名委員は市川委員、福島委員です。

《議案審議》

教育長 本日の議案は1件です。

＜議案第1号＞ 臨時休業から登校再開に至るフローチャート及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン改訂について

学校指導課長 議案第1号「臨時休業から登校再開に至るフローチャート及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン改訂について」説明

教育長 前回、7月30日版と言いますか、前回の改訂のときにはここにあるようにレベル3、それからレベル1、2と分けて、レベル3の場合には、今は県内では3圏域、北信と上田と佐久がレベル3になっているわけですが、もし例えばこの夏休み中に、松本圏域がレベル3になり、そのまま解除されなければ、2学期からは全校臨時休校というようなことで、今までのものがそうでしたが、県もレベルを改訂しましたし、レベルを外して感染状況に応じた対応をするということで改訂をさせていただくということでもあります。

 それでは、ご質問等ありましたらどこからでも、まず出していただきたいと思います。橋本委員。

橋本委員 今回、臨時で委員会を開くというのは、県のこの警戒レベルが変更になったことに伴い、我々の用意していたフローチャートをどう変更するかということですよ。今、説明を聞いて、まず冒頭から私は引かなかったのですが、今回の変更は学びの機会を失わせないことを基本に据えるというご説明をされました。しかし、これらのフローチャートというのは、学びと感染拡大というものをいわば同列に扱いながらウィズコロナとしてどう学びの機会を確保していくかという、その前提が外れた説明だと思います。ここに示されている改訂案自体も今説明を受けましたけれども、県のレベルは6だけしか出てこなくて、県のレベルと関係なく今回これでやります、ここの県のレベル6相当を何か後からくっつけたような形になっています。冒頭に課長がおっしゃったように、全般的に学びの機会をとにかく確保するというところに重点が置かれ過ぎた体系ではないですか。

学校指導課長 この方針は文科省から6月22日に出されました方針に沿ってこのような形にしており、基本的にはそこを一番に踏まえましてこのような形で改訂しています。

教育長 基本的には、今、橋本委員がおっしゃったように、一番根底は、冒頭で課長がそのようにお話ししましたが、もちろん感染防止と学びの両立ですので、後のこのガイドラインがそのような形になっていて、感染防止と学びの両立をするためのガイドラインになっているわけですよ。このフローチャートはあくまでもそれを端的に表したものだということですかね。

橋本委員 しかし、前のものはレベル1、2の場合、3の場合となっていたのですよね。

今回ののは、県のレベル6しかなくて、1、2、3はどこへ行ってしまったのですか。県のレベル1、2、3は基本的に変わっていないのですよね。その上に4、5、6が3つ増えただけですよね。前のものだと、レベル3という重石があったわけですが、今回は無いのですよね。

教育長 ですので、前は3段階しかないのに、30日に改訂したときには、1、2は、今と似たような形になっていて、3のときには臨時休業という形になっているわけですね。ですので、それを合わせれば、この一番下が。

橋本委員 いやいや、それはおかしいのではないですか。前の資料を私は見えていますけれども、レベル3になると有無を言わず臨時休業だったわけでしょう。

教育長 そうです。

橋本委員 ところが、これは、レベルが消えてしまって、6しか残ってないから、レベル3であろうがレベル4であろうが、県がどれにしようが、当該児童生徒、学校の職員が感染者と判断された場合しか休校にはならないわけです。それはいいですか。

教育長 そういうことです。

橋本委員 そうですね。前はレベル3だったら休校になっていたわけですね。

教育長 はい。

橋本委員 だから、大幅に緩和されたわけですね。

学校指導課長 緩和というよりも。

橋本委員 いや、レベル3になっても学校に行かせるわけでしょう。

学校指導課長 はい、学校はやりますので。

橋本委員 レベル4になっても行かせるわけでしょう。レベル6しか出てこないわけですね。当該校が関係なければ、レベル5であろうが、レベル6以外は全部行かせるという理解ではないのですか。

市川委員 県のレベル6という、書き込んだところがちょっといけなかったのかな。

橋本委員 そうだけれども、レベルと関係なくこの表が出来上がっているの、レベルに関係なく当該校に関係なければ、当該校は休みにしませんと、本当にそれでいいのですかと、そういうことですね、私の理解は間違えていますか。間違えていたら教えてください。

学校指導課長 14ページの「3 全県のレベルについて」の2つ目の丸のところに該当し

ますけれども、レベル1からレベル6までを設定することとし、レベル1からレベル5までの引上げの目安となる基準は下表のとおりとする。また、国による当県を対象とした緊急事態宣言が発令された場合は、これらの指標によらずレベル6となりますので、レベル5の上にレベル6が乗っていつている状態ではないです。

教育長 別なのですよね。

橋本委員 しかし、ちょっと待ってください。今まで県はレベル3までだったわけですね。レベル3は今のレベル3より低くなっているのですか、そうではないでしょ。レベル3の上にレベル4とレベル5、レベル6とできたわけでしょ。

学校指導課主任指導主事 先ほどの14ページによるのですけれども、結局、レベル6というのは国の緊急事態宣言の発令でレベル6ということで、レベル1でもレベル6になるのです。

橋本委員 私はその議論をしているのではないのです。今までのレベル3と今回の県がつくったレベル3と違うのですかという質問です。

学校指導課主任指導主事 違います。

橋本委員 何が違うのですか。

学校指導課主任指導主事 今までの県のレベル3というのは、資料の13ページにあるのですけれども、数で出るのではなくて、こういう状況ということが、レベルが出る判断だったのです。クラスターが出たとか、そういうレベルの判断だったのですが、14ページにあります、今度、県は単なる人数で、10万人当たり何人で、出るようになってしまったのです。感染経路が分かっている、分かっているなくても、単純に人数で出るようになってしまっている。そういう判断基準では、単純に数で出る、出ないというのは、おかしいと考えまして、このレベル6ということで考えているわけです。単純に前までは数ではなかったのです。

教育長 です、前提が変わったということです。今までのレベル1、2、3と今度の県がつくった1から5まで、6は別ですよ。

学校指導課主任指導主事 単純に数が出れば、レベル3になってしまうのです。

教育長 だから、13ページと14ページのところに、そのレベルの引上げの目安となる基準というのがありますけれども、今までは1、2、3は文言で説明され

ていた。しかし、今度は1から5までは数値で。

橋本委員 それはおかしいではないですか。ここの注2、読んでください。注2は、レベル5のところは、5.0人を目安とするが、医療体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず云々という形になっているわけですね。これは、今までのレベル3の考え方と一緒にではないですか。

学校指導課主任指導主事 ですが、10万人当たりで出ることになりまして、どんどんレベルが上がってくことになってしまったのです。北信とかレベル3が出ています。北信ですけれども、今は部活をやっております。長野のほうは高校生が部活をやっております。普通にやっているわけです。

橋本委員 いやいや、そんな、今、やっている、やっていないというのと、我々が判断するのとは別問題ですから、そこは、議論を混同させないでください。今やっているからそれと同じように我々もやりましょうというのは、議論が混乱するので、どういう状態だったら学校活動をするのがいいのかという議論をしているので。県の言うレベル2、レベル3あるいは我々の議論する学校をどうしようかというのと、どういうふうにリンクさせるのか、リンクさせないのか。今回はリンクさせないという。

学校指導課主任指導主事 そんな要素は強いと思います。

橋本委員 要素が強いのではなくて、全くそうではないですか。リンクしているのは、レベル6だけでしょ。

学校指導課主任指導主事 はい。しかし、レベル6は5でも出るし、4でも出るし、3でも出るのです。

橋本委員 それで、レベル3とかレベル4とかレベル5になっても、当該校に関係なければ関係ないということで本当にいいのですかということを質問しているわけで、言っている意味は分かりますか。

学校指導課主任指導主事 分かります。

橋本委員 今までは、レベル3だったら一斉休校という判断をしていたわけですね。しかしそうではなくて、これは、レベル4になってもレベル5になっても、当該校と関係なければ登校させますという組立てになっていませんか。

学校指導課主任指導主事 なっています。

橋本委員 なっていますね。そこの判断の是非なのです。

学校指導課主任指導主事　そうです。おっしゃるとおりです。

橋本委員　だから、これを聞いたときには直感的には明らかに緩くなっています。感染症の対策よりも、まさしく冒頭おっしゃったように、なるべく学びの機会を排除しないように登校させましょうということです。だから、レベル3だったら一律に休校というふうにいったのに比べれば、明らかに甘くなったわけですよ。どうしてそういう判断が出てくるのかは理解ができない。

教育長　例えば、今日の朝の報道によりますと、文科省で今までに全国の児童生徒の感染者が242人、学校内感染は5%程度で、家庭内感染が多いということ、それから教員が151人、原因不明は多いのだけれども、教員の学校内感染は確認されていないというような報道もありました。ですので、富山でクラスターのようなことがあったというような報道は前にもありましたけれども、学校内感染の可能性はかなり低いということが、1つは根拠にはなってくるかなとは思っています。

橋本委員　でも、医療体制のほうは何も変わっていませんよ。まだ特効薬も出ていないし、もちろんワクチンもいつになるか分からないし、遺伝子の変異が起こっていてという状況の中で、感染力のほうはむしろ増しているかもしれない。緩和させる要因なんてまるでないではないですか。緩和させて、国が「Go To Travelキャンペーン」をやって、また感染を拡大させているというのとまるで同じ方向を向いた学校の緩和というような施策にしか私には映らないですけれども、本当にそれでいいのですかね。

教育長　しかし、このガイドラインのこの中身自体は、今まで同様に感染防止対策を学校ではきちんと取っていく、そのことは基本的には変わっていないわけですよ。だから、全ての教育活動で最大限の感染防止対策をしながら子どもたちの学びの保障も同時に平行してやっていくと。

橋本委員　1週間前にこの議論しているのですよ。

教育長　はい。

橋本委員　そのときにはレベル3という重石を置いていたわけですよ。このときにももう国からの基準は出ていたわけですよ。何かそのときから国からの方針が変わったところがあるのですか。

学校指導課長　国からは変わっていないです。

橋本委員 変わっていないでしょ。だから、1週間で何が変わったのですか。それに対してどうしてこんなに急激に緩和させるのですかということは、私は理解できない。

教育長 前回は全県がレベル2になりそうだと、そして、レベル2になると同時に、休校措置が取られるので、7月30日、31日が休校になる可能性もあるので、前回急にお集まりをいただいて、改訂をして、夏休みに入るまでに周知徹底をするという措置を取らせていただきました。今回は、国は基本的には変わっていませんが、県が大幅にレベルを改訂しました。今まで私たちは県のレベルに基づいて対応してきました。県のレベルの根拠が文章表現でありましたが、県のレベルが6段階に広げて示され、それは数値による根拠に変わりました。それを受けて、今までの3段階は文言による基準だったものを数値ということに、今度は数値で全て一律にということで、橋本委員の言い方だと重石というのですかね、それが本当に実態に合ったものになっているかと。それと、先ほど冒頭にもお話しましたように、もしこの休み中に松本圏域もレベル3に上がった場合には、この間改訂した今のこのガイドラインでいくと、子どもたちに誰も感染者がいなくてもこの圏域がレベル3になれば2学期は再開できないという状況だということです。

市川委員 いいですか。

教育長 はい。

市川委員 私の考えはちょっと違いまして、今日これをやること自体、問題は何かと、私は考えたのですよね。今、説明を聞いたりしている中で、県がこういう具合にやったときに、松本市教育委員会として、何か起きたときに、県のやったのにある程度準じていると、責任をどうするのかと言われたときの一つの言い訳になるかなと思ったのですよ。県とある程度レベルを合わせておけば、何かのときに、県の指針に合わせてやっていましたというのと同じで、最初に我々はもうちょっと学校をやってもいいのではないかと saying いたときに一晩でがらがらぽんで休校となったときと同じように、上にある程度合わせたいというのではなくて、私は今思っているのですが、レベル3、4、5の中というのは、判断を松本市でもしやるとすれば、松本市教育委員会としてはこの中でレベル6にいつてから休むのではなくて、途中でも松本市の判断としてはこうすると

いうものをつくっておけばいいと思うのですよ。県が言いましたからこうやりました、国が言うからこうやりましたと、県と国ではこうだということだけでやってしまうと、現場は突然やめたりやったりとすごく混乱します。今、ある程度緩めてくれるというのは、私個人としてはありがたいです。ありがたいというか、全く関係ないところでぼんと出たといって松本市中を休ませてしまうとかということになるべく減らしていったって、学校ごととか地域によってある程度校長判断というか、松本市教育委員会の判断する範囲とか基準をもうちょっと自由にさせて、逆に言うと、その代わり責任はここにありますが。だから、責任の取り方という中でいつも思っているのは、県ばかりにあまりにも、県が6つに分けたらこれも6つに、今まで3つでやっていたものをどうして6つにしてしまうのかと感じているのだけれども、県がやったから県にある程度は合わせておかないと、何かのときに困ると。行政の世界ですからよく分かるのですけれども、ただ、これをやるときに、松本市はこうなったらこうするというものを、しっかりしたものを持っていればいいのかではないですか。そういうことをもうちょっとやっておけば。だから、このとおりにやっていったって、今、そのところに橋本さんの意見が入ってくるのだけれども。

橋本委員 いや、ちょっと私は違います。

市川委員 違いますか。

橋本委員 感覚が違って、今回の新しい基準というのはどうなっていますかというのと、当該校とか隣接区域とかという非常に狭い範囲です。

市川委員 自由度をつけてということですか。

橋本委員 前はそれが松本市全域とか、そういう意味合いにおいて今までのレベル3の概念がいいとは思わないとしても、ストップの重石があった。全くこのフローチャートそのものが、極端に言えば、当該校、隣接地域も外してしまっって、当該校に関係なければ登校していいというのは、ちょっとあまりにも緩すぎませんか。なぜかと言うと、コロナは前から言っているように、無症状感染者がいて次々出始めたときに、どこに誰がいるか分からない怖さというのがあって、そういうときに当該校が関係なければいいということで本当にいいのでしょうか。前のようにもう1つ重石が必要なのではないのでしょうか。当該校とは関係がないけれども、松本地域での感染状況がどんな状態になったら全校休校にす

るかどうかは分からないけれども、当該校が関係なければいいか、このフローチャートで本当にいいのですかという、端的に言えば、そういう質問です。

教育長 ですから、このことをまず検討して、例えば、このアスタリスクの中で、感染状況に応じて、全校なり一部地域、松本市でいけば北部とか南部とか、そういうものを付け加えて。

橋本委員 それが今まではレベル3の状態だったのです。

教育長 そうですね。

橋本委員 そうですね。今回、それが全部外れてしまったので、私は違和感を持つわけで、どの状況になったらそういう重石が発動されるという基準が示されていない。

市川委員 本当に実際に今こうなったときに、コロナは正体がつかめなくて、みんな困っているのではないですか。これはすごく極端か、緩いかという2つに分けてしまうということで、この中に少し緩和剤を入れておいたほうがいいなという感じはしていたのですよね。だから、地域的なものを、もうちょっと範囲を。

橋本委員 隣接地域がどこなのかよく分からないけれども、その逃げ場はあります。しかし、この考え方だとインフルエンザと一緒にのですよ。インフルエンザはインフルエンザにかかっているかどうかという診断薬が豊富にありますよね。それから、タミフルを中心として治療薬がありますよね。予防接種もありますよね。今、コロナはこの3つが全部無いですよ。それがコロナとインフルエンザの違いではないですか。そうだとすると、この3つに対応したインフルエンザと同じ考え方ではだめではないかと思うのです。だから、そういう意味では、前回議論した資料はよくできているのですよ。

市川委員 あの3つのものはね。

橋本委員 レベル3の重石もあるけれども、レベル1、2のところはまさしく教育長がおっしゃったように学校側の対策もできてきたし、したがって、今までのレベル1、2も非常に細かく分けていたものをシンプルにして今回これでやらせてくださいということで、1週間前、レベル3とレベル1、2の場合という形で分けて、これはこれで物すごく整合性が取れているわけです。1、2の部分のところは前回ある種緩めたわけですよね。今回になると、またそこから緩めるのかという話になります。

市川委員 判定してくれる委員会というのをつくれば。

橋本委員 その判定を一体どこができるのですか。できないから、今まで、一番情報が集まっているのは、県のレベル1、2、3を判定するところの人が県内の情報について一番集まっているでしょうということで、それを基準にしてきたのです。したがって、国であっても県であっても、そこに情報が一番集まっているから、それをよりどころとして、この振分けを決めてきたのではないですか。今度、逆に、教育委員会で決めてもいいよとか、何々で決めてもいいよと言われても、情報も来ないし、そんな判断能力無いですよ。今度、勝手に決めると責任を取らないといけないでしょ。

教育長 そうですね。

橋本委員 責任ならいくらでも取りますけれども、責任取るためには責任を取れるだけの材料がないと、責任なんか取れませんよ。

学校指導課主任指導主事 橋本委員がおっしゃるとおりで、その責任というのはすごく大事な部分で、先ほどの話で元に戻るのですが、今回のレベル3で、今、高校は部活やっているのですけれども、今までレベル3だったら、県立もやめるような、臨時休業を検討するような文書が書いてあって、それがマックスだったので、自動的にやめるというようなイメージでした。あの時点はまだこの新しいのが出ていないので、重石のレベル3を置いていたのですけれども、どうやら、今、長野県域はレベル3なのに部活動をやっている。定義の概念が全部おかしくなってしまったのですよね。

橋本委員 定義の概念というか、県が何か急遽概念を変えたわけです。

学校指導課主任指導主事 おっしゃるとおりです。だから何が起こるかという、もしレベル3で、あのままのガイドラインでいくと、長野県がレベル3にしたら、臨時休業しろなんて言っていない、勝手に松本市がやっているのだとなってしまうという、緊急事態が起こったわけですよね。

橋本委員 そうですね。

学校指導課主任指導主事 結局、そうすると、レベルがいくつであっても、学校をやるかやらないかというのと別というようなニュアンスになってきているのです。

橋本委員 そうですかね。ここのレベル4とかレベル5はすごく厳しいですよ。

学校指導課主任指導主事 しかし、そこに、残念ながらどこにも。

橋本委員 私は今までどおりレベル3にしろというつもりはないけれども、全部取り払って、当該校と関係なければもういいよというのはちょっと甘すぎると思います。

学校指導課主任指導主事 そうではなくて、まず、該当地域校というのは松本市全部になることがありますので、それはそういうことなのですけれども、元に戻るのですが、レベル4だからといって、県は実は臨時休業せよと言っていないかもしれないのに、松本市がもしレベル4からと勝手に決めてしまうと、松本市だけ臨時休校になってしまうのです。臨時休業はいつからにすると、どこにも書いてないのです。

橋本委員 今までのレベル3もそうでしょ。

学校指導課主任指導主事 しかし、それがマックスだったのです。最悪の状態がレベル3だったので、それに準じたのです。その頃はそれがリンクして同じだったのです。ですから、今まではそういうふう臨時休業を行ってきました。ところが、知見が進む中で、先ほど教育長がおっしゃいましたが、学校の感染率がとても低いという知見が進む中で、安易にレベルが上がるので学校をやらないというところがずれてきているのです。なので、繰り返し元に戻りますが、このレベル6相当というのは、市の対策本部長が、レベル4のときに、これはだめだろう、臨時休業にしろという要請があればできるようになっているのです。極端なことを言えば、それはレベル3でもそうです。前回より、ある意味、自動ではなくて、先ほどおっしゃったように、柔軟性が増しているというのが、このガイドラインになっております。

市川委員 この10万人当たりの2.5とか5.0というのが、今で言えば、日本全国で言えばどの辺のことになりますか。

学校指導課主任指導主事 今、行ってはいけないところです。東京も大阪も。

橋本委員 東京、大阪は5を超えています。

市川委員 5を超えたということだね。これはもう状況として完全に分かりますよね。でも、それで学校はみんな休んでいるわけではないよね。

教育長 でも、東京も普通に学校はやっていますよね。

学校指導課主任指導主事 やっています。

市川委員 だから、今、この数値がどこに当てはまるかなと思って、確か5を超えたと

というのがそうですよね。でも、そこはやっているではないですか。全国で学校は休校していないですよね。

学校指導課主任指導主事 していません。

市川委員 していませんよね。

学校指導課主任指導主事 はい。

市川委員 ということは、この3、4、5というのと6の間というのは、非常に大きいんですよね。だから、どういう具合に各市町村が判断するかというのは、はっきり言って、あなた任せにされているわけですよね。

橋本委員 だから、「G o T o トラベルキャンペーン」と一緒に、口では言いながら、自分たちの自己責任でやってくださいというようなことになってきているのですよ。

市川委員 松本で5になったら大騒ぎですよ。経験してないから。

橋本委員 というか、おそらく状態が違うと思うのですよ。医療体制も違うし、地域によってそれは全然違うので。

私は何でこういうふうに言うかっていうと、わざわざ前回のときに日経新聞の記事を読んでくださいというふうに皆さんにお配りしたよね。日経新聞に、全世界の中で240地域でしたか、その中の40地域ぐらいしか学校再開していないと、その再開している中に日本が入っているわけです。事程左様に学校に対して、世界的にはマイナーなのです。学校の中でも大学は今オンラインで、まだ開いていないですよね。今の状態からいくと、おそらく下期も開かないでしょう。そういう中で小中学校は行かせているわけですよね。大学がまだ行っていない状況の中で「G o T o トラベルキャンペーン」をやって、今、大変な目に遭っているわけですよね。だから、前回の議論のときに市川さんがおっしゃったけれども、専門家によっては学校の中が一番気をつけないといけないという先生もいらっしゃるわけですよ。だから、この分け方は、これだとすごく安心感が出てしまい過ぎるので、何かどこかでどういう状態になったら、前のレベル3と同じような重石がどこかに私は要るのではないかという気がするのです。それがどういうようにすればいいのかは分からないけれども。

学校指導課主任指導主事 それもここに書いてあるように、県知事が出すかもしれないし、市の対策本部長がその状況を判断して出すのだと思うのです。長野県の医療体

制は、教育委員会には分からなくても対策本部には入りますので、対策本部のほうでこれはだめだと言え、レベル4でも出るかもしれませんし、レベル5で出るかもしれませんという重石にして、単純に何かになったからということではなくて、今までは数値ではなかったのですけれども、今度は数値になって出る、それではなくて、対策本部の判断によって私たちは臨時休業しよう。逆に言うと、臨時休業の要請も出ていないのに勝手にやるというようなフローチャートはどうなのかなということで、前はマックスだったからよかったのですけれども、今回はマックスではなくなってしまったので。

橋本委員 しかし、それは、フローチャートの一番下のところで読みとれますか。

市川委員 それを入れる。市の対策本部の判断によって、こういうことが起きるということを入れておけば。

学校指導課主任指導主事 ここに書いてあります。

教育長 下に。

市川委員 一番下に書いてあるか。

学校指導課主任指導主事 はい。

教育長 それをもう少し分かりやすく。

市川委員 もうちょっとこれを大きく出しましょう。

学校指導課主任指導主事 見やすいように、ゴシックで。

市川委員 見やすいというか、そこに、レベル3になったらとか、対策本部の判断とか、そういうようなところを入れて。

橋本委員 感染状況によって対策本部が判断した場合は全校休校とすると、ありうるということ、冒頭に持ってきたほうがいいのではないですか。

市川委員 冒頭がいい。

橋本委員 今までのレベル3ではないけれども。

市川委員 やっておけば、できますよね。

教育長 状況が変化すれば、対策本部会議は開かれるので。

市川委員 そうすれば、全校休校も。

教育長 だから、あくまでも対策本部会議で対策本部長の要請があった場合には全校休校も検討するということですよ。それを重石にすると。それがレベル6ではなくても、レベル3でも4でも5でも出る可能性がある。

橋本委員 状況に応じてはあるのではないですか。

教育長 状況によって、それは対策本部会議で。つまり教育委員会の判断の範疇を越えているという意味ですよね。専門性とか情報も量からいくと。

橋本委員 そうです。

市川委員 ただ、我々は決めるのですけれども、こうなってくると余計に各学校が子どもたちに勉強させてやりたいなということで、より一層安全対策をしないといけないわけだね。そこに教育委員会として各学校へどうフォローをすべきかというのを、今度は考えていかないといけないわけだね。

橋本委員 だから、逆に言うと、対策本部からの要請を受けて教育委員会で検討する。

教育部長 法律上はまさしく対策本部長の権限は、必要な措置を講ずるよう求めることができるということで、法律の36条の6項の規定で、必要な措置を講じてくださいと言うということです。それを受けて、教育委員会でまた判断するということです。

橋本委員 なるほど。

教育長 その文言を入れて、重石というのですかね。

橋本委員 これはフローチャートの一番上でしょうね。

市川委員 そうだね。

橋本委員 今までレベル3のものがあったわけで、それに替わるものが一番上に重石として記載する。

教育長 一番上でないと重石でなくなる。

学校指導課主任指導主事 承知しました。

橋本委員 基本、以下のようなフローチャートとするがとしてはどうですか。

学校指導課主任指導主事 一番上に。

橋本委員 でないと、これを見たときに、印象が何か大幅に緩和された感じを受けませんか。

教育長 分かります。

橋本委員 ふっとこれを出されて、前のものと読み比べたら。

教育長 それは分かります。説明不足というと、説明不足なのですから。

橋本委員 だから、レベル3に替わる重石がこういう形になりましたというのは重要です。

教育長 だから、逆に、これを一番上に持ってくる。同じような形になりますね。

市川委員 そうすれば、できますよ。

橋本委員 それだと、いいかな。

教育長 印象的にも一番上にこのレベル6相当が来て、でも、レベル6ではなくても対策本部会議の本部長の要請により臨時休校も検討すると、要請を受けて、その判断が、そこに来る。

橋本委員 そうですね。

教育長 判断基準がはっきりするので、そのように修正をして。

橋本委員 それはもう教育長にお任せすればいいよね。

市川委員 そうですね。

橋本委員 具体的な貼り合わせはお任せします。

教育長 分かりました。部長いいですかね、そのような方向で。

教育部長 構わないと思います。

教育長 それともう1つ了解をいただいておきたいのは、今、こちらの文章表現のガイドラインを一応これで作ってありますが、県も同様に、今、県立の中学校、高校のものをつくっているという情報を得ています。感染対策については、県と同じようにできるだけきちんとやっていきたいと思いますので、このガイドラインと県のガイドラインの整合性というか、まさに緩くならないような方向でと考えていますが、まだ県のものが出てこないで、現在はこれでいくと、しかし、これから県から出てきたときには、それに準じて少し修正を加えさせていただくということを了解いただいて、また報告はさせていただきますが、臨時教育委員会を開いてということではなくて、若干修正を加えることもあるということをご了解いただいておきたいと思います。もしかしたら11日あたりに出るのかなというようなこともあります。

橋本委員 次の教育委員会27日ですか。

教育長 27日です。

橋本委員 学校が始まるのはいつですか。

教育長 18日ですね。

橋本委員 20日に研究会があるので、そこで報告を受けてもいいですね。

教育長 変わった場合は、研究会で報告いたします。

橋本委員 県のものもそれより前に変われば、18日には間に合いますか。

教育長 改訂したものを、明日もう学校へは情報として送ります。つまり、今、レベル3で休校ということで学校は動いているものですから、そうではないということだけは周知しておかないと、この休み中にもし他の県と同じようにレベル3に上がった場合には、学校は休校にするという対応しかできないのですよね。ですので、そのことをきちんとまず学校に周知します。

橋本委員 ガイドラインも一緒に配ってしまうわけですね。

教育長 ええ、ガイドラインも基本的には配ります。

橋本委員 ただし、ガイドラインも県のものとの整合性を合わせて修正があるかもしれないですね。

教育長 それと、明日は、保護者向けに一応メール等の配信になってしまうわけですね。

市川委員 もう子どもがいないからね。

教育長 もう子どもを通じて配れませんので、休み明けに教育委員会からの形で、保護者に今のような解説する文章があったほうがいいのかと思っているのですが、どうですかね。なかなか、今、我々の中でもこのことがうまく理解をできないので、保護者としてはどうですか。

福島委員 説明はあったほうがいいと思います。

教育長 そうですね。ですので、今まではこうだったのだけれども、このように改訂してということで、このことが具体的にはこれからいろいろな行事をやっていくときの、学校の判断の一応基盤になっているのですよね。ですので、細かいことまでは各学校の判断ですけれども、この文章表現のガイドラインも基準になっていくので、何らかの形で保護者にこのことを休み明けに文章で配りたいと思います。それが一番確実に伝わる手段かなと思うので、そのほうが保護者としてはいいですかね。それも合わせて20日に報告をさせていただきます。

橋本委員 登校日とか無いですか。

教育長 中間登校日は無いです。

橋本委員 休みが少ないからですか。

教育長 長くても、もう最近は無いです。

市川委員 やってないね。

教育長 昔は、登校日もありましたけれども。

山田委員 6日も。

教育長 そうですね。

橋本委員 それは18日に配るということですか。

教育長 基本的には18日に、学校で差があつて、もっと休みが長いところもありますので。

学校指導課長 若干差があるので、始業式の日に配ります。

教育長 それは教育委員会名でいいですかね。

市川委員 市の対策本部会議というのは、県がレベルを上げるとやるのですか。

教育長 それもよく分かりません。

市川委員 その判断が、ここにいくら書いても、市が対策本部会議をやってくれないと始まらないよね。そこを市長部局と教育委員会の中でしっかりしておいてもらわないと、今言ったことが空振りになってしまうわけではないですか。対策本部会議の結果によっては、レベル3であろうが4であろうが、我々がこうやっていきましょうと決めたことが、県がレベルをぽんと上げたときに、松本市はまだ対策本部会議を開かないといえ、そのままいってしまうわけですよね。

橋本委員 でも、それは長野市で蔓延していても、ここで蔓延していなければ、今のようにレベル3相当は北信だけでしょうね。

市川委員 だから、中信に来た場合ですよ。

橋本委員 来た場合にやらなければ、それは市長部局の怠慢でしょう。普通はやるでしょう。

市川委員 でも、それを確認しておいてくださいよ。

教育長 教育委員会でこれはこういうふうになったということで、情報は全部お伝えします。

市川委員 だから、こういう理由があるから対策本部会議を開いてほしいと言っておいただろうがいいですよね。そこがちゃんと情報がつながっていないと。

橋本委員 コロナ対策の事務局はどこですか。

教育部長 危機管理部です。

教育部長 今回のこの見直しについては情報共有しないといけないので、危機管理部に説明し、現状では情報を共有した上で、松本市のフェーズが変わるようなこと

があれば、県のレベルも変わっているんで、対策本部会議が開かれるということだと思いますけれども、現状では県の基準が変わったというだけで、松本市に対してレベル3になっているということではないので、対策本部会議が緊急に開かれるという話は聞いていませんので、また必要に応じて報告をしていくということかなと思います。

市川委員 こういう理由で配ってということを分かってもらえないと。

教育長 危機管理部には改訂して明日学校へ周知するということはお伝えしています。これを保護者にも周知するので、対策本部会議のこの位置づけというのをちゃんと説明をしておきます。ただ、長期休業中はなかなか周知とか徹底とかということがうまくいかないんで、今日の会議にさせていただきましたけれども、これで、例えばレベル3の状況になっても、学校は再開すると。

橋本委員 そういう形で周知徹底するのはいいですけども、私はいつも思うのですが、せっかく市のホームページがあって、教育委員会のページがあるのですが、教育委員会のページが非常に見にくい。これなんかも紙ベースで周知徹底する前に、教育委員会のページで保護者が簡単にアクセスできて見られるのであれば、市の最初の最新情報とか何かお題目があるではないですか、そこをクリックすると、教育委員会のところに簡単に飛ぶとかして、そのページでしっかり見られるような対応は取ってもらいたいと思うんですけども如何ですか。

教育委員会で、例えば議事録が出ても、表のページに出ないでしょう。

教育政策課長 コロナの関係については、コロナのところに全部集まっているので、そこを見ていただくしかないですね。教育委員会の側にコロナの関係のものは載っていないですね。

橋本委員 そうではなくて、教育委員会に関係するコロナ関連は一番表のページのところにこういうものがアップされましたということを書いてあって、クリックすると教育委員会にダイレクトと飛ぶようにできませんかということです。

教育政策課長 それはできます。ものによってはなりませんけれども、飛ぶことはできます。

橋本委員 こういう非常に多くの人々に関連するような情報については工夫が必要です。

教育政策課長 コロナに関してのものは、市のほうでコロナの特設のページに集めてありますので、教育委員会の側には載らないです。

橋本委員 この案件はコロナに載るのですか。

教育政策課長 この議事録は教育委員会に載ります。資料も。

市川委員 このことを各家庭にメールで発信するということではないですか。

教育政策課長 資料を載せるということですか。

市川委員 これをホームページに載せておけば、全家庭の方は見られるわけですね。

教育政策課長 はい。

市川委員 それとダブっていてもいいので。

教育政策課長 会議の資料は載りますので、それを新着で上げれば、それはできます。

橋本委員 資料にたどり着くのに、大変なんですよ。教育委員会、教育委員会について、それから令和何年度とか、次々クリックしてと行かないとたどり着かないんですよ。

教育政策課長 ですので、コロナのことに関しては、コロナの特設のほうに出すというふうにしているのです。

教育長 そのほうが早いということですよ。

教育政策課長 そうなのです。

教育長 確かに、よそのものを見てもなかなかたどり着かないです。

橋本委員 教育委員会は全然リバイスされてないし、すごく見にくい。

教育長 それでは、またそれも課題ということで、できるだけ検討したいと思います。それでは、今、ご議論をいただいて、今のような方向で修正を加えて、明日、周知徹底をし、また休み明けには文章等でも保護者に向けて周知するということで、議案第1号については承認することとします。

それでは、事務局のほうから何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、夜分、お忙しい中、遅くまでご議論いただいてありがとうございました。

以上で、第4回の臨時教育委員会を終了いたします。

《閉会宣言》

赤羽教育長は、令和2年度第4回臨時松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

＜午後8時00分閉会＞

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

三村 恵美

会 議 録 署 名 委 員

市川 莊一

福島 智子
